

重大な消防法令違反の建物をホームページで公表します。

《違反対象物公表制度》

違反対象物公表制度とは

安心して建物を利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を菊池広域連合のホームページで公表する制度です。

公表の対象となる建物は

飲食店、百貨店、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など自力で避難が困難な方が利用する建物です。

公表の対象となる違反は

消防法令により建物に設置が義務付けられている『屋内消火栓設備』、『スプリンクラー設備』又は『自動火災報知設備』のいずれかが消防法令に違反し設置されていないものです。

公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から一定期間を経過してもなおその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

公表方法は

菊池広域連合のホームページに掲載します。

公表する内容は

防火対象物の名称、防火対象物の住所、公表の対象となる違反、その他

公表制度の開始時期は

令和2年4月1日からです。

建築物関係者の方々へ

みなさまが所有（管理、占有）する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要になることがありますので、事前に当消防本部予防課までご相談ください。

- ☐ 飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- ☐ 増築、改築、隣接建物との接続工事
- ☐ 窓や扉などの開口部の閉鎖工事

お問い合わせ先

菊池広域連合消防本部 予防課指導係

電話番号：096－232－9334 FAX番号：096－232－9333